

## 質問事項等に対する回答

平成25年12月6日

株式会社 プリントパッ  
代表取締役 木 村



### 【付帯する再質問・要請の事項について】

**1. 賃金に関して：賃金改定での人事考課の基準をお知らせ願いたい。職務職能給であれば職務区分表・職能評価表、成績主義考課であれば評価ポイントと目標・達成度評価の仕組みと基準。**

- 賃金改定での人事考課の基準は、「社是」「経営理念」を理解した勤務をして頂いているかということに尽きます。  
加えて、勤怠についても若干の考慮をします。
- ただ、調整給の運用により、結果的に、マイナスになるということはほぼ無いと考えております。
- 「職務職能給であれば職務区分表・職能評価表、成績主義考課であれば評価ポイントと目標・達成度評価の仕組みと基準」ということですが、現状の当社の賃金はそのような「難しいこと」を考えている訳ではありません。

**2. 年末一時金に関して：「前年度同額程度」とされている支給金額の一人当たり平均支給金額を明示いただきたい。**

- 平成25年11月29日に、管理職を除いて平均金額20万9000円を支給しております。

3. 賃金・諸手当算定基準について：残業単価算出の各数値を提示願いたい。

$$\frac{\text{基本給} + \text{基準内手当 (A)}}{\text{月平均稼働日数 (B)}} \div \text{一日時間 (8.0 h)} \times \text{割増率}$$

(A)：対象となる手当と金額

(B)：平均稼働日数

- 当社の基準内賃金は、基本給と地域手当のみです。
- そこで、京都本社勤務の一般従業員の場合、基本給13万円に1万円を加えた14万円を、月平均法定労働時間の平均173.33時間で除した金額を1時間当たりの単価とし、基準としています。
- これに1.25を掛けたものの80時間分を「役割業績手当」としています。  
また、当社のその他の手当では、全て残業代であるというのが位置づけです。

4. 休憩確保について：貴重な労働者の命を代償とした労災事故のデータベース・教訓が多くあります。機器の性能や作業の効率ではなく「機械稼働中」や「一斉休憩ではない随時休憩」では結果として定められた休憩が取れず、過労が事故を誘発した事故事例は後を絶ちません。この教訓が貴社の安全衛生施策に反映されるべきです。

- 一般論として組合の所論に反対するものではありませんが、当社における様々な勤務において、休憩が取れていないという事実は無いと承知しております。

5. 勤務シフトについて：団交当日配布しましたシフトモデルに従い、4連勤・2連休のシフトを検討下さい。

- 参考意見としては承りますが、現状では考えておりません。
- 将来の人員増が実現すれば、検討に値する案ではあると考えております。

**6. 有給休暇取得について：まず申請手続きを労働者に分かりやすくなるよう工夫して下さい。給与明細書などで有給残日数を表記するなどご検討願います。当面中山君・大橋君の有給残日数をお知らせ下さい。**

- 中山組合員の有給残日数は24日・大橋組合員の有給残日数は12日です。
- 有給休暇の日数をお知らせすることについて検討は致します。

**7. 退職金について：過日木村社長は当方に対するご説明の中で「50年定年まで安心して働ける会社を目指している」を強調されました。まったく同感です。その意味でも退職金制度は今後必須の雇用条件と考えます。貴社の企業規模からしても整備の時期だと拝察致します。是非再度のご検討を願います。**

- 退職金制度については将来は検討するべきかと考えてはおります。
- 退職金制度は賃金の後払い的な性格を有していると考えます。また、当社では、現在、人件費として支出可能な原資については全て、賃金・賞与として支給をしているという実情です。

また、労働時間が長めであるということこそが当社の重要な経営課題であると考えており、採用をさらに推し進める必要も有り、人件費についてはその対策のために使用することの方が喫緊であると考えております。

現状の賃金・賞与を維持しながら退職金制度を設けてゆくためには、当社が企業としてさらに成長をし資金を確保する必要が有ると考えております。

**8. 36協定に関して：「開示」はコピーを中山分会長に交付願います。労働者選出の経過に関してお分かりの範囲でご説明下さい。**

- 三六協定については、コピーを分会長にお渡しをします。
- ①立候補者を募集
  - ②立候補者が1名でしたので、従業員の勤務のひとまとまりごとに立候補者を三六協定締結にあたっての従業員代表として信任するかを確認しました。  
組合員の方2名も賛成されたと聞き及んでおります。

**9. 安全衛生委員会議事録に関して：法定安全衛生委員会は会社側・中立委員・労働側で構成される事になっています。構成が適切か、また労働側委員が適宜労働者の意見・声を代弁しているのか確認するには議事録の確認が必要です。是非開示下さい。**

- 安全衛生委員会の議事の内容の概要についてはとりまとめて掲示することを検討します。  
議事録については「開示」を前提にしては作成していません。ゆえに「開示」については差し控えさせていただきます。

**※付帯して：就業規則は労働者誰でも気軽に閲覧できるよう、食堂や休憩室に常備するよう検討下さい。**

- 現在でも閲覧できるようになっておりますが、ご提案の方法も検討します。

以 上